定　　款

ウェルスナビ株式会社

WealthNavi Inc.

2015年 4月28日　設立
2015年 7月15日　変更
2015年 9月 9日　変更
2015年10月 1日　変更
2015年10月15日　変更
2016年 3月31日　変更
2016年 8月24日　変更
2016年11月 7日　変更
2017年 7月 1日　変更
2017年 9月 1日　変更
2017年12月19日　変更
2018年 3月30日　変更
2018年 9月14日　変更
2018年11月30日　変更
2019年9月17日　変更
2019年10月21日　変更
2020年 8月25日　変更
2020年 8月30日　変更

定　　款

第1章　総則

（商号）

第1条　当会社は、ウェルスナビ株式会社と称し、英文では WealthNavi Inc.と表示する。

（目的）

第2条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 金融商品取引法に規定する金融商品取引業
2. 経営コンサルティング業務
3. 内外経済、金融及び資本市場に関する調査研究及びその受託に係る業務
4. コンピュータによる計算業務の受託に係る業務
5. ソフトウェアの開発及び販売に係る業務
6. 証券・金融・パソコンに関する情報の提供又は助言業務
7. 広告取扱業務
8. その他金融商品取引業に関連する業務
9. 金融商品取引法その他法律により金融商品取引業者が営むことのできる業務
10. 資金移動業
11. 前各号に附帯又は関連する業務

（本店の所在地）

第3条　当会社は、本店を東京都渋谷区に置く。

（機関）

第4条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

（公告の方法）

第5条　当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合には、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章　株式

（発行可能株式総数）

第6条　当会社の発行可能株式総数は、169,870,596株とする。

（自己の株式の取得）

第7条　当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）

第8条　当会社の単元株式数は、100株とする。

（単元未満株式についての権利）

第9条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1)　会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2)　会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3)　株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）

第10条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

2　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

3　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

（株式取扱規程）

第11条　当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

（基準日）

第12条　当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（以下、「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2　前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

第3章　株主総会

（招集）

第13条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

（招集権者及び議長）

第14条　株主総会は、代表取締役がこれを招集し、議長となる。ただし、代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

第15条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

（決議）

第16条　株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する。

2　会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

（議決権の代理行使）

第17条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2　前項の場合には、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章　取締役及び取締役会

（取締役の員数）

第18条　当会社の取締役は、10 名以内とする。

（取締役の選任）

第19条　当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2　取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）

第20条　取締役の任期は、その選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2　補欠又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

（代表取締役）

第21条　当会社は取締役会の決議によって、取締役の中から代表取締役１名以上を選定する。

２　代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

（取締役会の招集権者及び議長）

第22条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、議長となる。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

（取締役会の招集の通知）

第23条　取締役会を招集するときは、取締役会の日の 3 日前までに、各取締役及び監査役に対してその通知を発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

２　取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議）

第24条　取締役会の決議は、決議に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）

第25条　当会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

（取締役会規程）

第26条　取締役会に関する事項については、法令及び本定款に定めのあるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役の責任免除）

第27条　当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）の賠償責任を免除することができる。ただし、当該決議に基づく賠償責任の免除額は、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度とする。

２　当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、同法第 423 条第 1 項の取締役の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

（取締役の報酬等）

第28条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第5章　監査役及び監査役会

（監査役の員数）

第29条　当会社の監査役は、5 名以内とする。

（監査役の選任）

第30条　当会社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

（監査役の任期）

第31条　監査役の任期は、その選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2　補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤監査役）

第32条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集）

第33条　監査役会を招集するときは、監査役会の日の 3 日前までに、各監査役に対してその通知を発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2　監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

（監査役会の決議）

第34条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。

（監査役会規則）

第35条　監査役会に関する事項については、法令及び本定款に定めのあるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。

（監査役の責任免除）

第36条　当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を免除することができる。ただし、当該決議に基づく賠償責任の免除額は、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度とする。

2　当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間で、同法第 423 条第 1 項の監査役の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

（監査役の報酬等）

第37条　監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第6章　　会計監査人

（会計監査人の選任）

第38条　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

2　会計監査人の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

（会計監査人の任期）

第39条　会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2　会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第7章　計算

（事業年度）

第40条　当会社の事業年度は年 1 期とし、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までとする。

（剰余金の配当の基準日）

第41条　当会社の期末配当の基準日は、毎事業年度末日とする。

2　前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（中間配当）

第42条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年 6 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。

（配当の除斥期間）

第43条　配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

2　未払いの配当金には利息をつけない。